

阿武隈川上流遊水地群整備 (住民説明会)

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに関する住民説明会

矢吹町 2月13日(火)～15日(木)
玉川村 2月16日(金)、19日(月)～20日(火)
鏡石町 2月27日(火)～29日(木)

令和6年2月13日～2月29日

東北地方整備局
福島河川国道事務所

1. 説明会の進め方

2. 事業工程の振り返り

3. 各種検討状況の報告

①遊水地群の設計状況

②用地協議の進捗状況

③付替道路の設計状況（県道矢吹小野線、県道玉川鏡石線、県道須賀川矢吹線）

④取付道路の設計状況

⑤支川処理（鈴川、泉郷川、阿由里川）の設計状況

⑥代替地（宅地）の調整状況（第2回意向調査を踏まえた調整状況）

⑦代替地（施設園芸）の意向調査結果

⑧地内利活用検討会の設立

⑨遊水地整備後の農地利用について

⑩阿武隈川上流遊水地群に関する理解を促進する取り組み

⑪その他（丁張設置）

4. 意見交換

2. 概略工程(概ね10年間の予定)

○阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに基づき、概ね10年間で治水対策を実施

阿武隈川緊急治水対策プロジェクト(上流遊水地群整備) 概略工程

概略工程		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
測量	・遊水地範囲検討	→									
事業計画の検討	・計画規模	→									
調査	・地質調査など		→								
設計	・遊水地関係施設		→								
用地調査	・測量 ・土地価格の算定		→								
用地協議	・用地協議、補償			→							
工事										→ 用地協議が完了し、施工が可能となった箇所から順次着手	

注) 上記プロジェクト工程については、今後の調査状況等により変更する可能性があります。

2. 遊水地群整備 令和5～7年度の主な実施項目

○用地協議、代替地整備、各種調査等を以下の工程で実施予定。

主な実施項目	年度 月	令和5年度												令和6年度												令和7年度												概要	
		04	05	06	07	08	09	10	11	12	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	01	02	03		
事業計画の説明等																																							
用地関係	主に農地	令和4年10月より用地協議開始																																					
	主に宅地													令和5年7月より用地協議開始																									
地下水位観測		必要に応じ調査を継続																																					
環境調査		必要に応じ調査を継続																																					
埋蔵文化財調査		試掘調査: 令和5年3月から矢吹町(第3遊水地)で一部開始																																				本調査: 用地協議の進捗に応じて本調査実施	試掘調査結果を踏まえて、本調査範囲の確定
代替地(宅地)		基本設計			代替地(案提示)			意向調査(第2回)			実施設計			用地調査・用地協議												代替地造成・インフラ整備													
工事		用地協議が完了し、施工が可能となった箇所から順次着手																																					
土地の利活用																																						検討会	検討会 年1～2回程度実施予定

注) 上記プロジェクト工程については、今後の調査状況等により変更する可能性もあります。

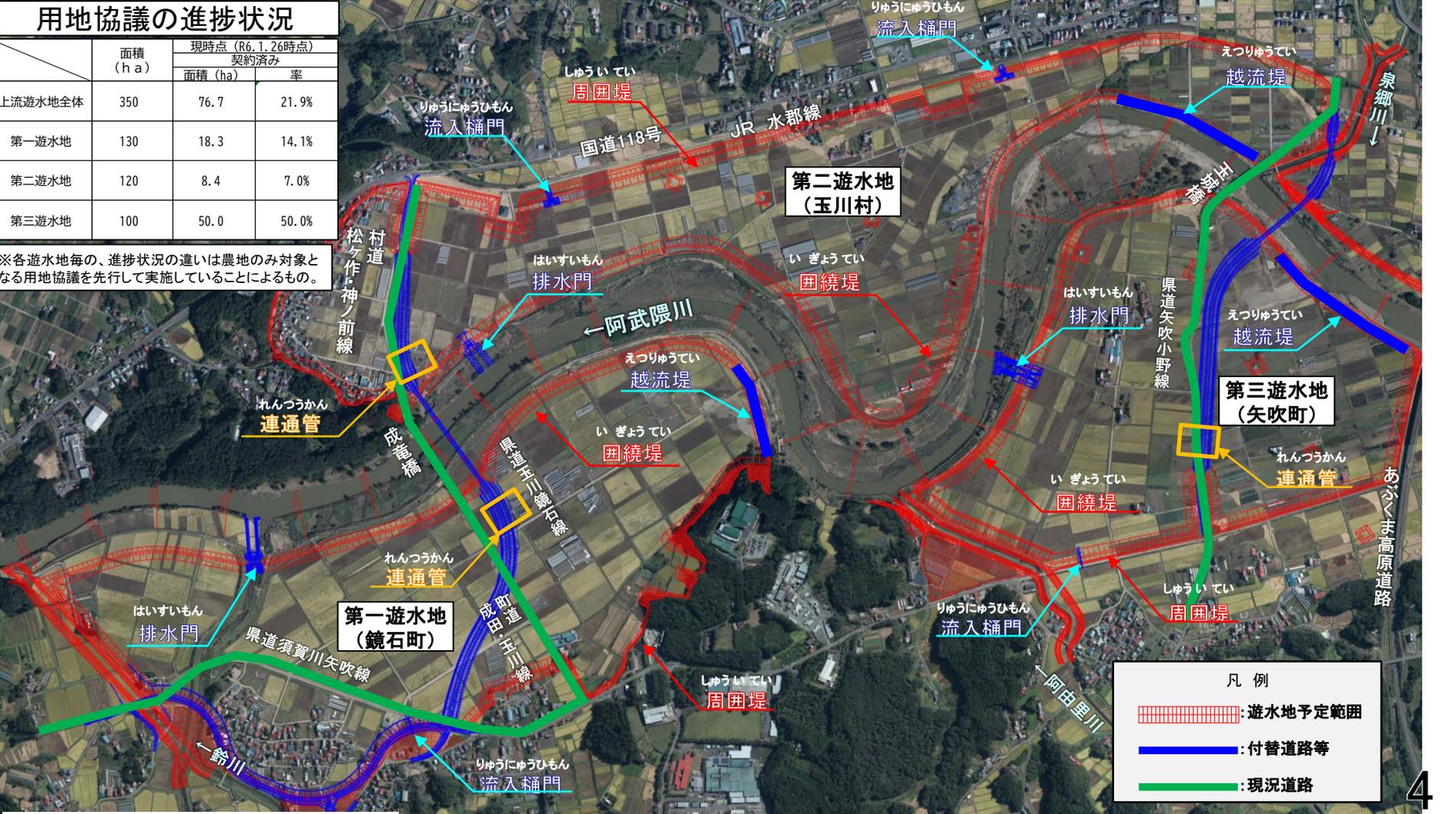
3-①. 遊水地群の設計状況 3-②. 用地協議の進捗状況

- 3つの遊水地整備を実施。(全体面積約350ha、洪水調節容量1,500~2,000万m3程度)
- 令和2年度からこれまで6回の事業説明会を開催。(参加者:延べ約2,000人)
- 流域の浸水被害軽減に向け、この遊水地では、地権者の皆様から貴重な土地を提供いただいた上で地盤を掘り下げ容量を確保。
- そのため、家屋移転・土地の提供等をいただく皆様を含め、地域の方々のご理解・ご協力により、令和4年10月から用地協議に着手。
- 令和10年度の完成を目指し、地権者の皆様と用地協議中。

用地協議の進捗状況

	面積 (ha)	現時点 (R6.1.26時点)	
		面積 (ha)	率
上流遊水地全体	350	76.7	21.9%
第一遊水地	130	18.3	14.1%
第二遊水地	120	8.4	7.0%
第三遊水地	100	50.0	50.0%

※各遊水地毎の、進捗状況の違いは農地のみ対象となる用地協議を先行して実施していることによるもの。



注) 今後の検討結果等により、変更となる可能性もあります。

3-③. 付替道路の設計状況(県道矢吹小野線)

○平面図



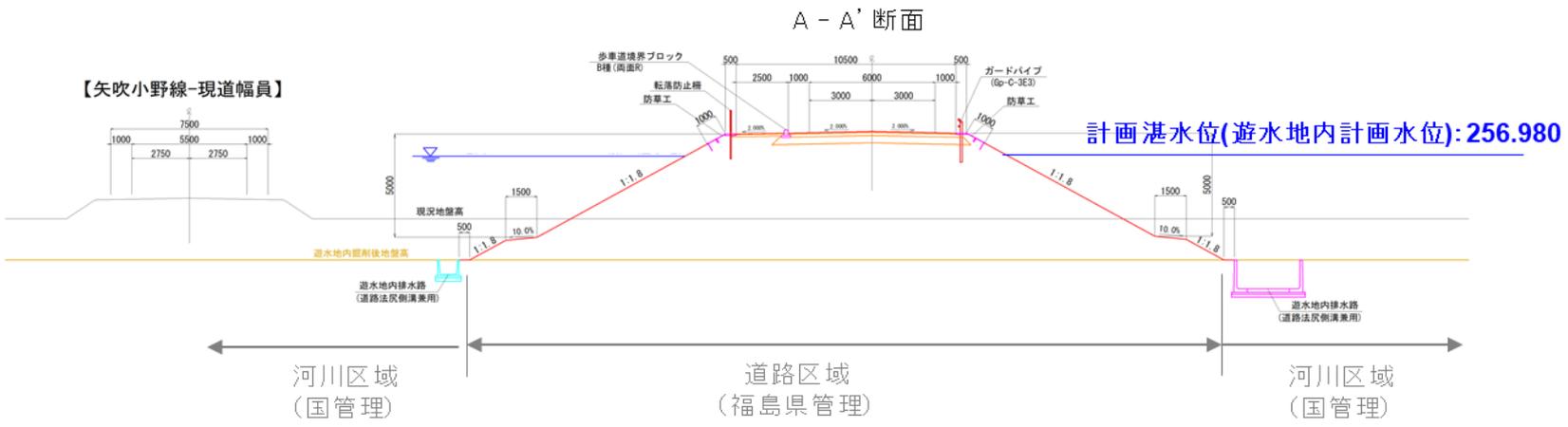
3-③. 付替道路の設計状況(県道矢吹小野線)

○標準横断図

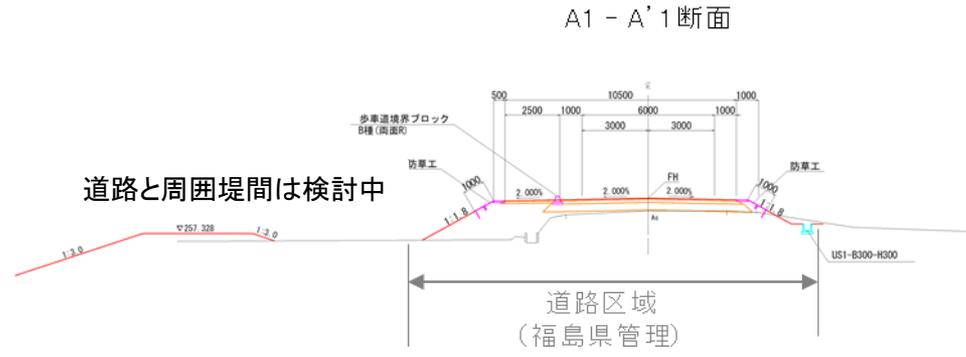
第3遊水地-【県道矢吹小野線】

現況幅員 W=7.5m

計画幅員 W=10.5m



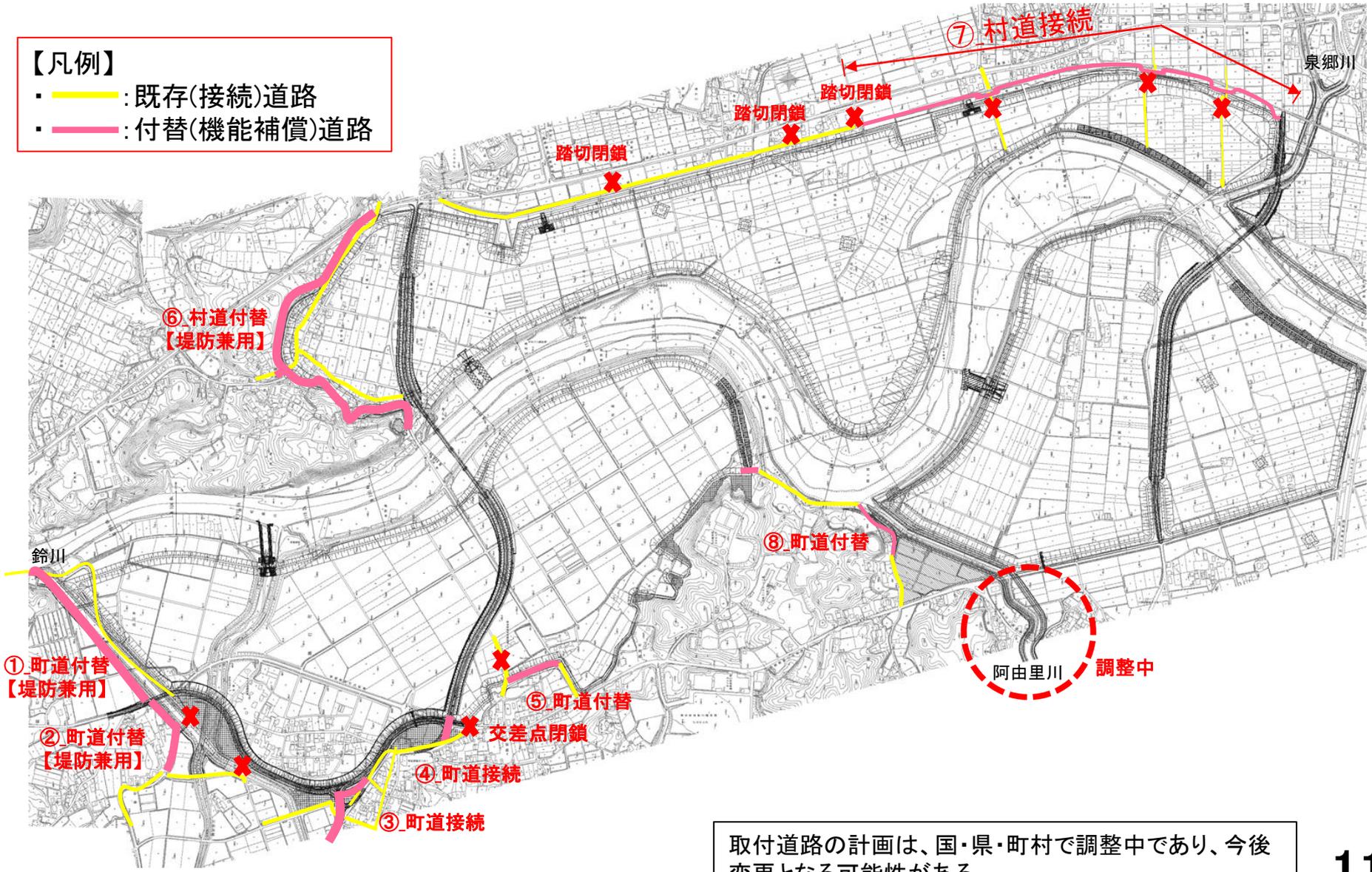
計画幅員 W=10.5m



3-4. 取付道路の設計状況

○取付道路関係の全体位置図

- 【凡例】
- ・ 黄色線: 既存(接続)道路
 - ・ 赤線: 付替(機能補償)道路



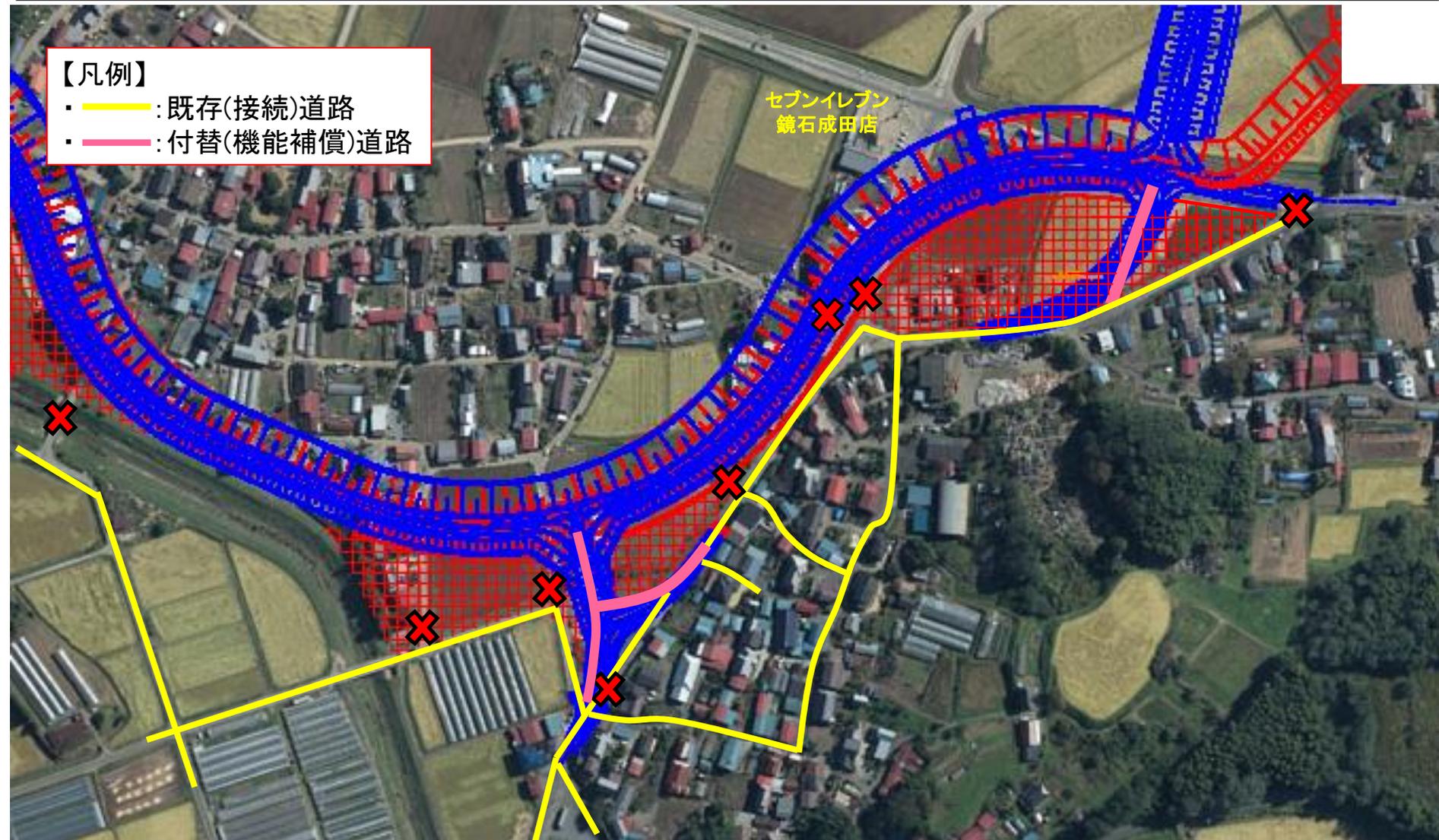
取付道路の計画は、国・県・町村で調整中であり、今後変更となる可能性がある。

3-④. 取付道路の設計状況

○取付道路鏡石町成田地区の道路状況

【凡例】

- ・ 黄色線: 既存(接続)道路
- ・ 赤線: 付替(機能補償)道路

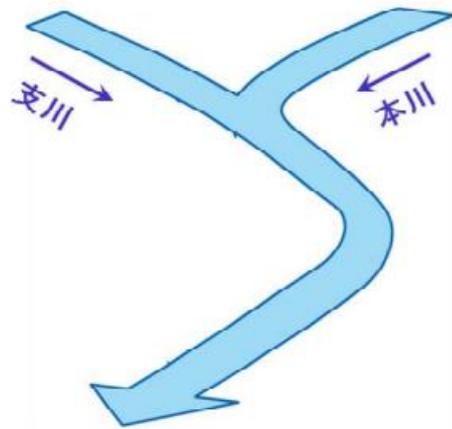


取付道路の計画は、国・県・町で調整中であり、今後変更となる可能性がある。

3-⑤. 支川処理の設計状況

○本川(阿武隈川)のバックウォーターに対する氾濫防止対策(堤防の嵩上げを基本に整備)

・バックウォーター現象



本川の影響で
水位上昇が発生

本川と支川の水位が
高い時間が重なって、
支川の洪水が流れ
にくくなる

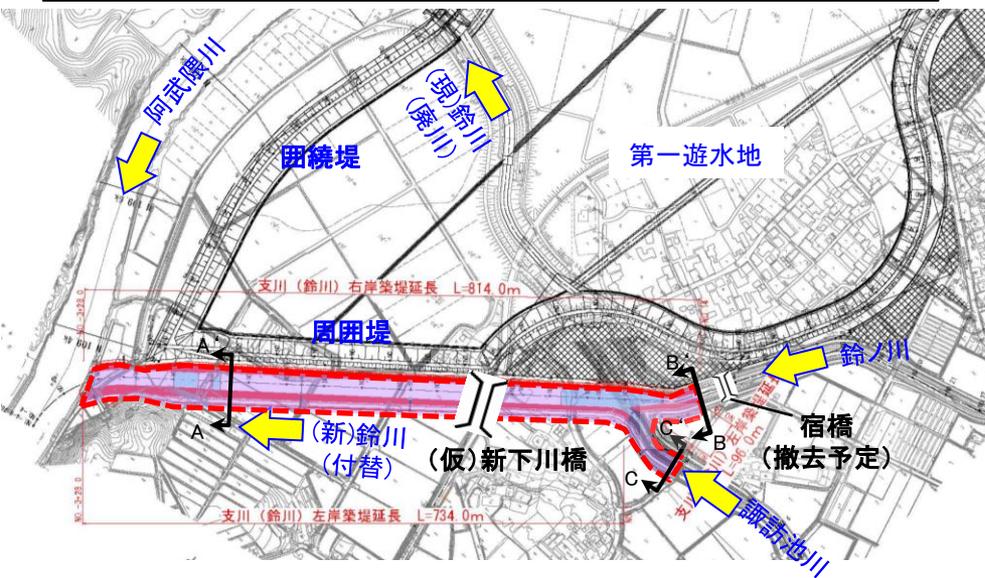


背水区間までの堤防を整備

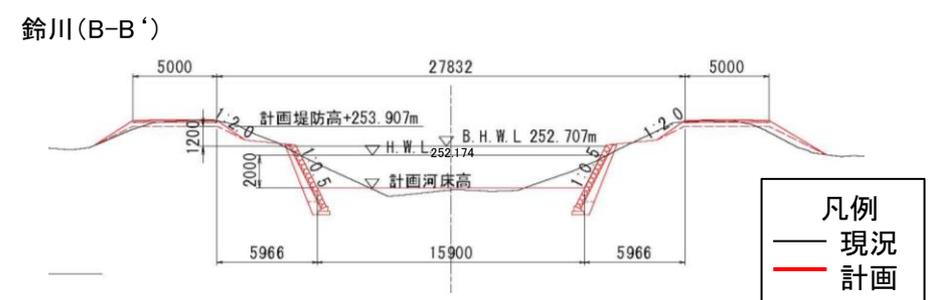
3-⑤. 支川処理(第一遊水地:鈴川)の設計状況

○本川の水位上昇に伴う越水を回避するため、遊水地と一体的に堤防等を整備。

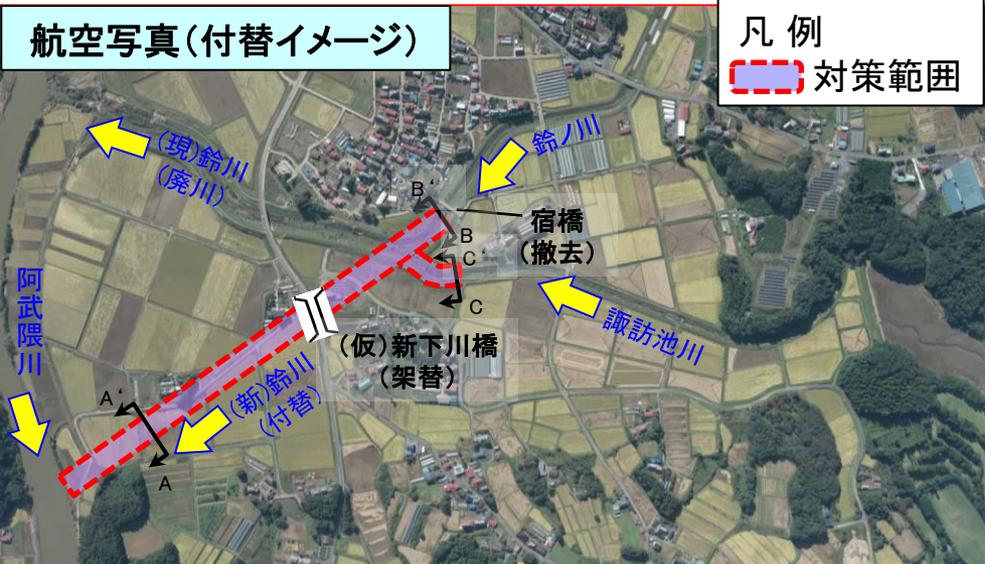
平面図



断面図



①HWL(計画高水位)とは、計画高水流量(治水計画上想定している洪水流量)が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位。
②BHWL(計画背水位)とは、本川(阿武隈川)が上記①の水位の時、バックウォーター(背水)として、支川の河道内に入ってくる水位。



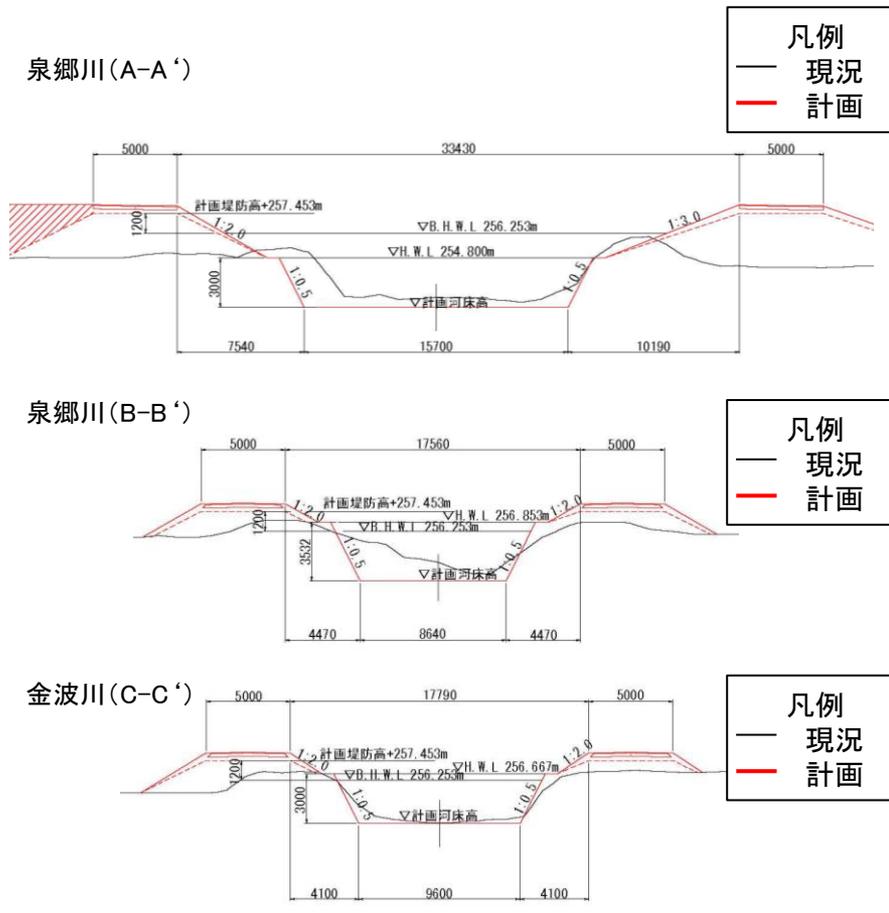
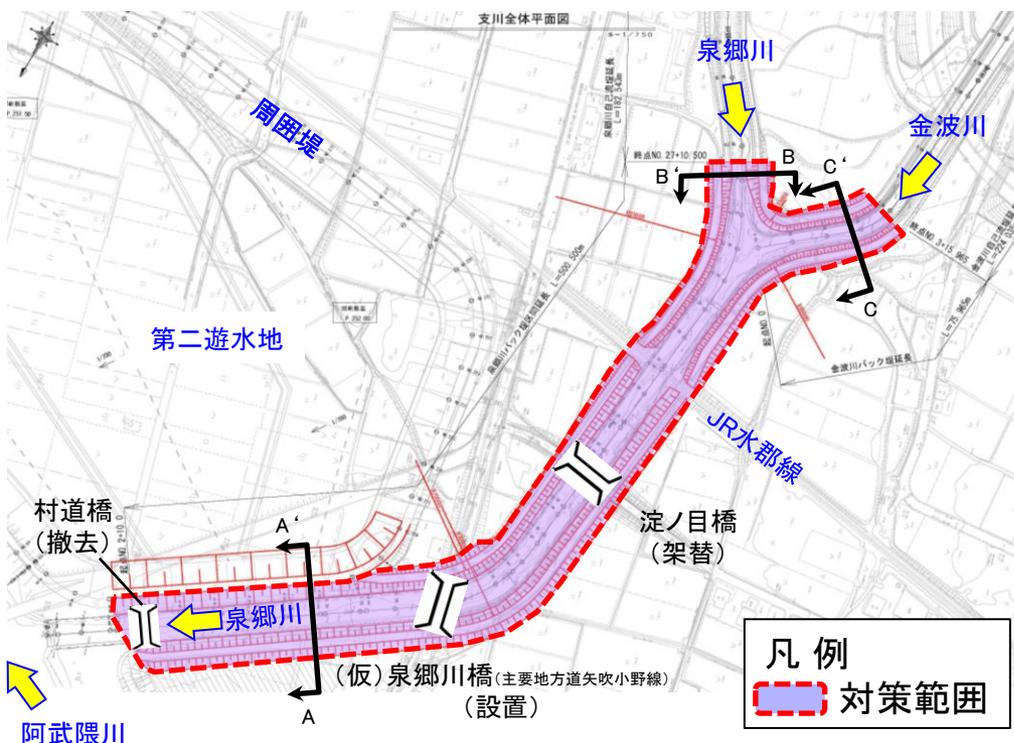
支川処理の計画は、国・県・町で調整中であり、今後変更となる可能性がある。

3-⑤. 支川処理(第二遊水地:泉郷川)の設計状況

○本川の水位上昇に伴う越水を回避するため、遊水地と一体的に堤防等を整備。

平面図

断面図



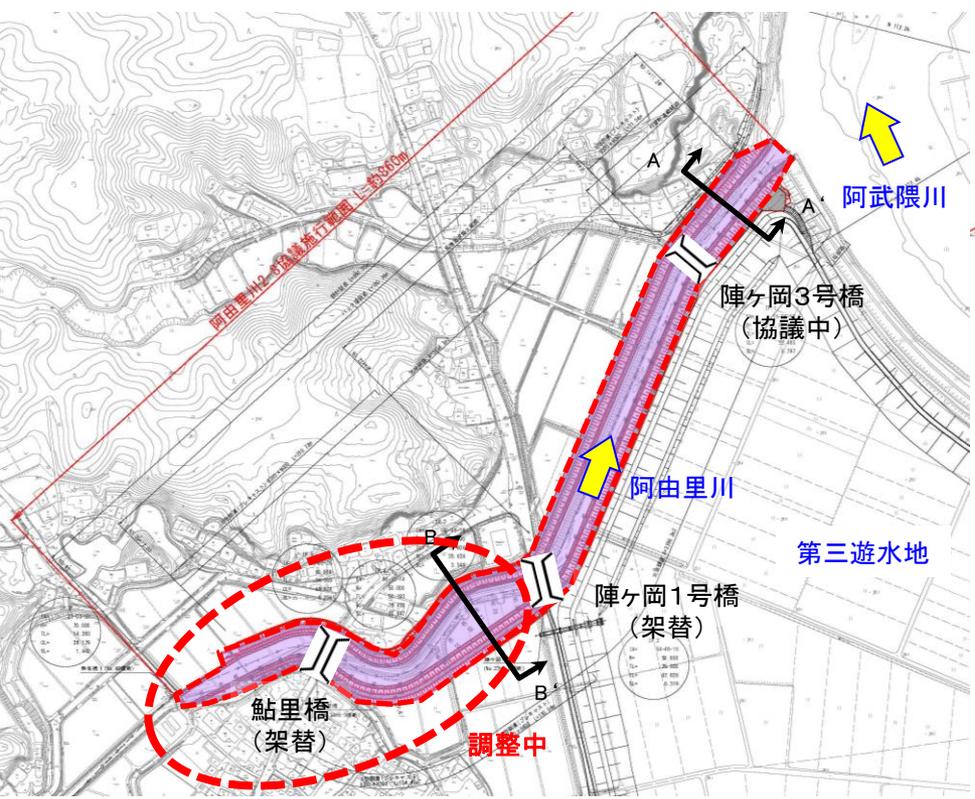
- ①HWL(計画高水位)とは、計画高水流量(治水計画上想定している洪水流量)が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位。
- ②BHWL(計画背水位)とは、本川(阿武隈川)が上記①の水位の時、バックウォーター(背水)として、支川の河道内に入ってくる水位。

支川処理の計画は、国・県・村で調整中であり、今後変更となる可能性がある。

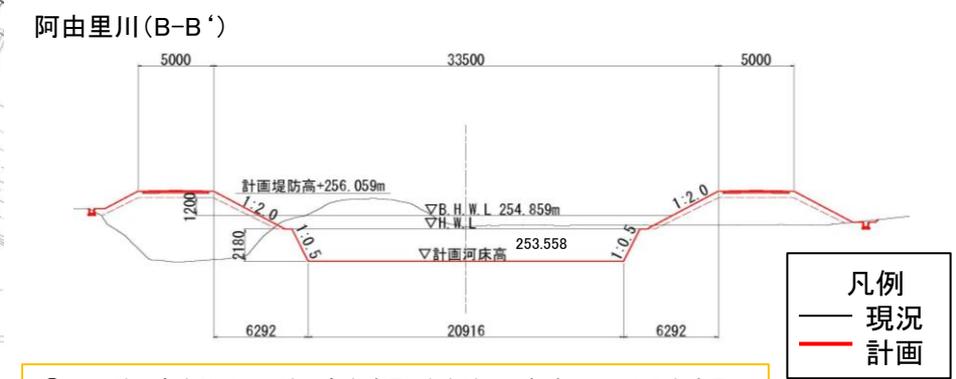
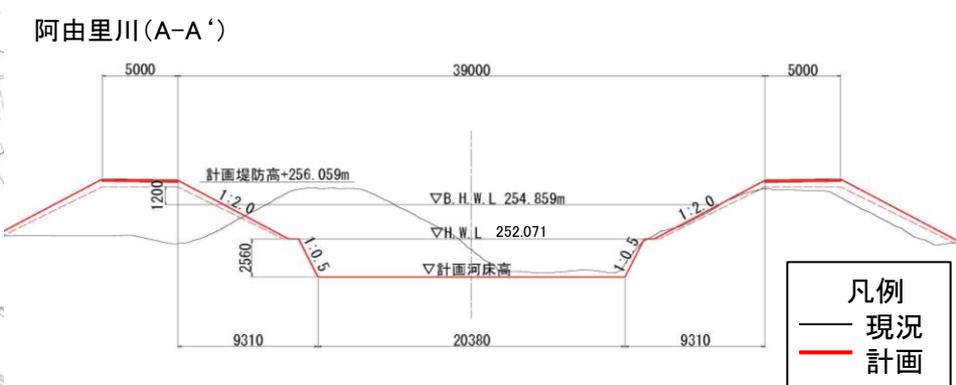
3-⑤. 支川処理(第三遊水地:阿由里川)の設計状況

○本川の水位上昇に伴う越水を回避するため、遊水地と一体的に堤防等を整備。

平面図(イメージ)



断面図(イメージ)



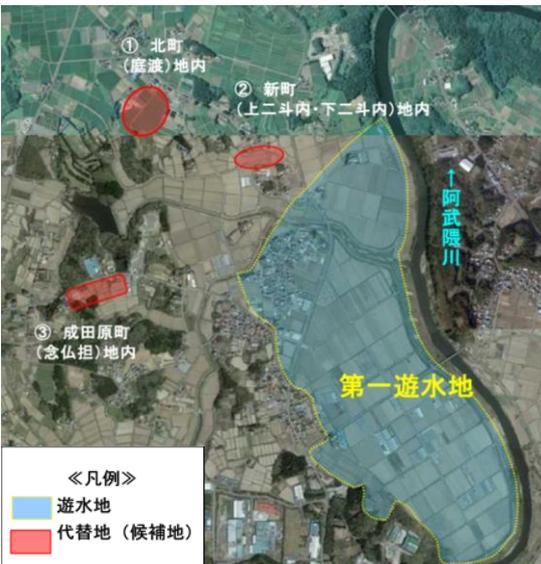
- ①HWL(計画高水位)とは、計画高水流量(治水計画上で想定している洪水流量)が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位。
- ②BHWL(計画背水位)とは、本川(阿武隈川)が上記①の水位の時、バックウォーター(背水)として、支川の河道内に入ってくる水位。

支川処理の計画は、国・県・町で調整中であり、今後変更となる可能性がある。

3-⑥. 代替地(宅地)の調整状況(鏡石町)

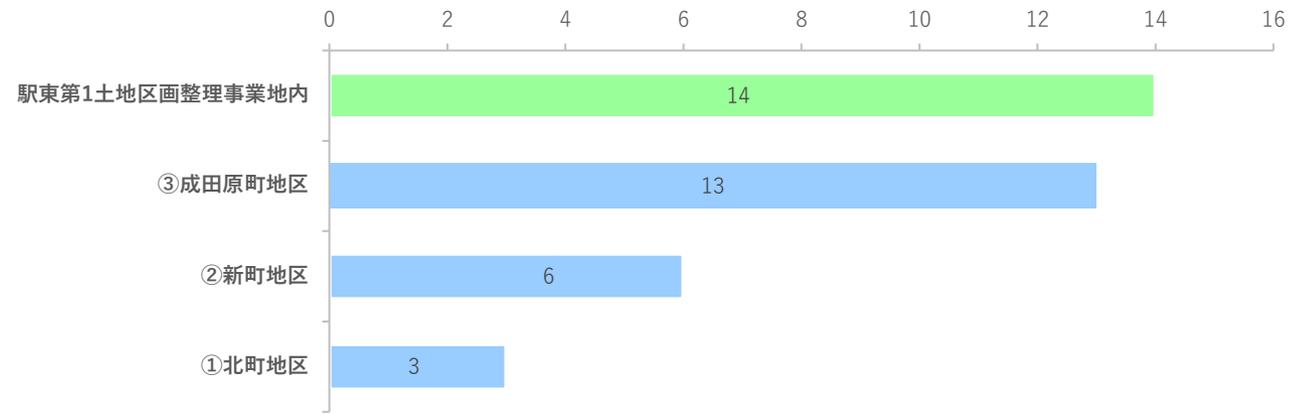
鏡石町家屋移転意向調査(第2回)の集計結果より
 5戸以上の希望者のあった**成田原町地区**、**新町地区**について
 代替地として整備していきます。

- ・調査期間: R5.11.1~R5.11.24 (R6.1.19 時点結果)
- ・調査対象人数: 55人
- ・回答者数: 55人
- ・回答率: 100%



希望者数36件

駅東第1土地区画整理事業地内及び成田地区内の集団移転先希望地



新町(上二斗内・下二斗内)地内



※参考イメージ図です。

成田原町(念仏担)地内



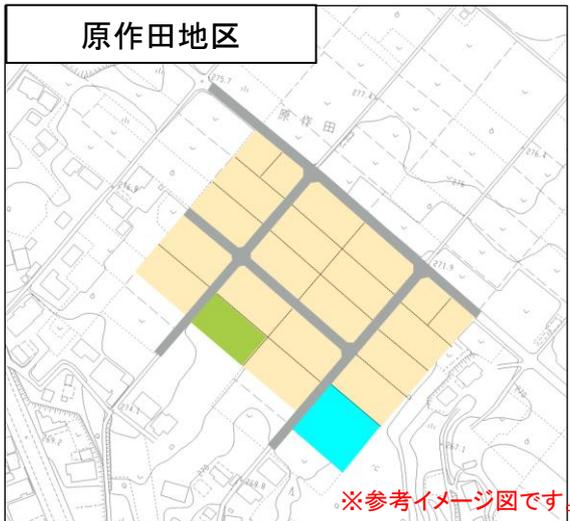
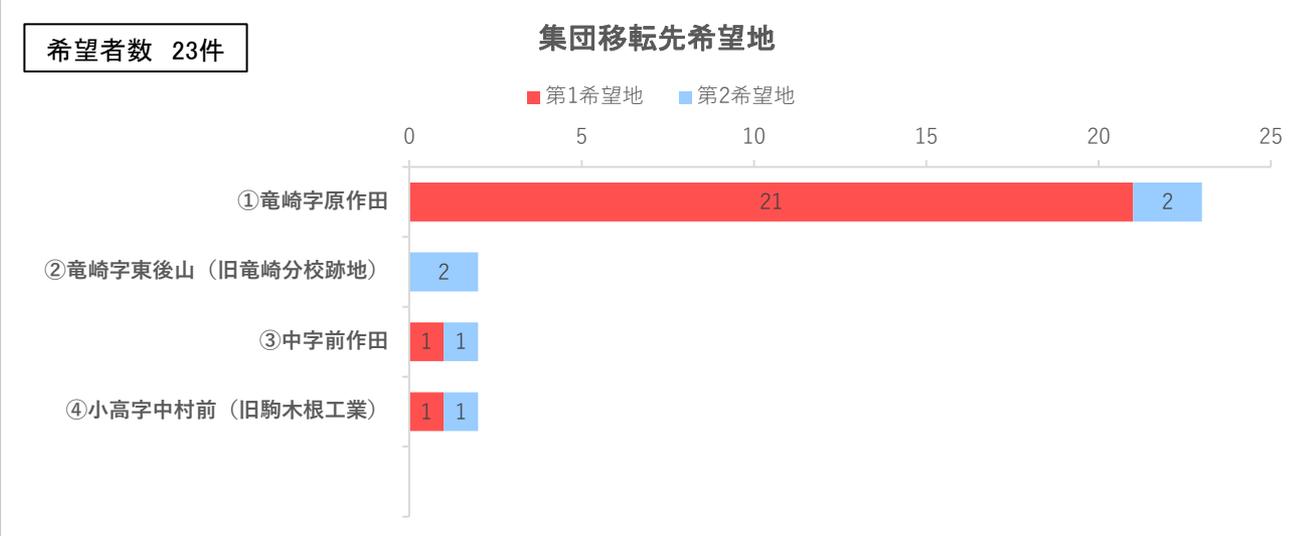
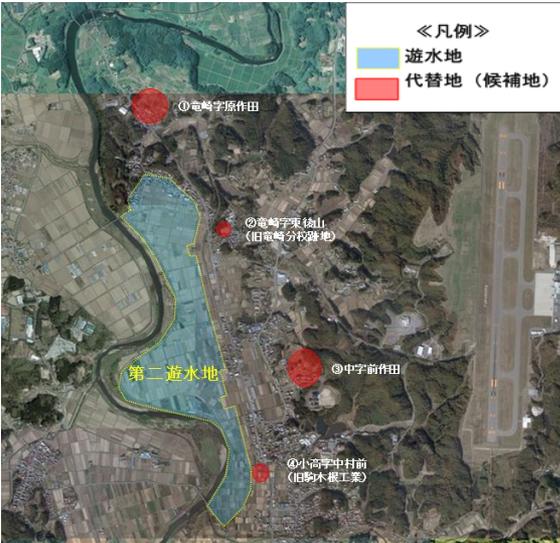
※参考イメージ図です。

- 宅地
- 公園
- 調整池

3-⑥. 代替地(宅地)の調整状況(玉川村)

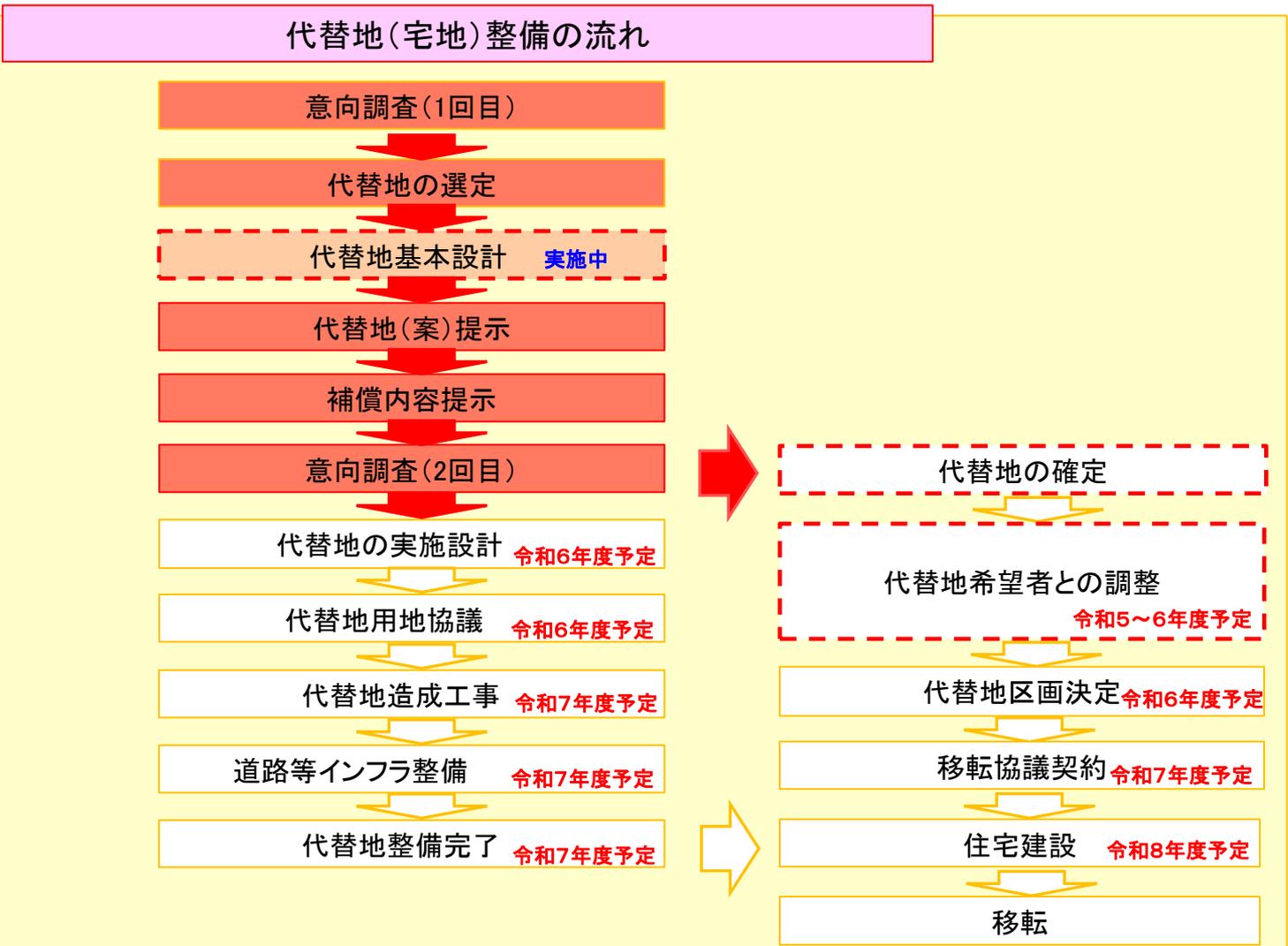
玉川村家屋移転意向調査(第2回)の集計結果より
5戸以上の希望者のあった**原作田地区**について
代替地として整備していきます。

・調査期間: R5.11.7~R5.12.4 (R6.1.19 時点結果)
・調査対象人数: 竜崎地区 50人
・回答者数: 竜崎地区 50人
・回答率: 100 %
※中地区の移転対象者の方については、個別に意向を確認しています。



3-⑥. 代替地(宅地)の整備スケジュール

家屋移転意向調査(第2回)の結果より、玉川村は原作田地区について代替地整備に向けた実施設計を行っていきます。
鏡石町は、新町地区、成田原町地区について代替地整備に向けた実施設計を行っていきます。
代替地を希望した方には、今後詳細にヒアリングを行いながら、代替地の区画を決定していきます。



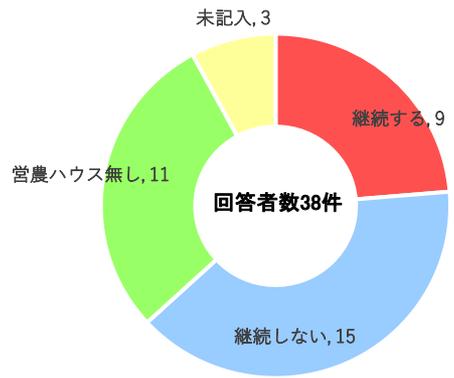
※現時点の予定工程で有り、事業の進捗により変更となる場合があります。

3-⑦. 代替地(施設園芸)の意向調査結果(鏡石町)

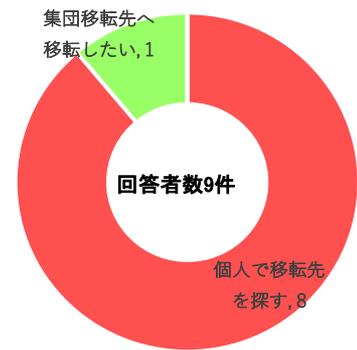
施設園芸所有者の方に移転意向調査を実施しました。
国が整備する代替地を希望者している方は1名であり
国では代替地の整備は行わないことになりました。

- ・調査期間: R5.11.1～R5.11.24(R6.2.7 時点結果)
 - ・調査対象人数: 39人
 - ・回答者数: 38人
 - ・未回答: 1人
 - ・回答率: 97.4%
- ※令和4年に実施した用地調査を基に、施設園芸(ハウス)の
大小にかかわらず所有している方に意向を確認しています。

営農継続についてどのように考えているか



移転先をどのように考えているか



国が整備する代替地へ移転したい希望者
・成田原町を希望 1名

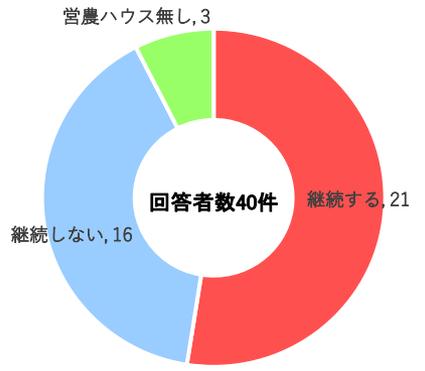
※調査票には候補地は明記して無く、希望する地区を記載してもらっている。

3-⑦. 代替地(施設園芸)の意向調査結果(玉川村)

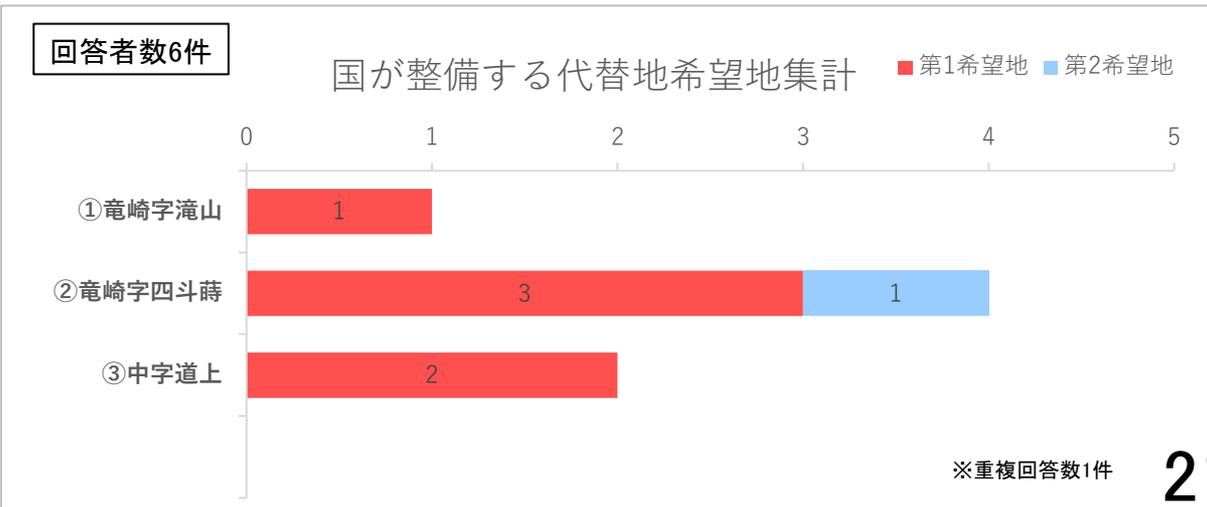
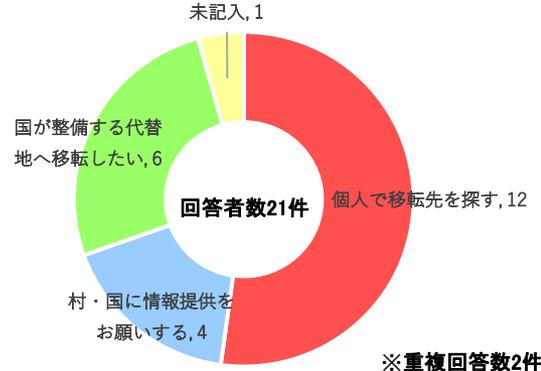
施設園芸所有者の方に移転意向調査(郵送・聞込み)を実施しました。今後、国が整備する代替地を希望者している方と個別に協議を行い、代替地の場所等を調整していきます。

- ・調査期間: R5.11.7~R5.12.4 (R6.2.7 時点結果)
 - ・調査対象人数: 50人
 - ・回答者数: 40人
 - ・未回答: 10人
 - ・回答率: 80.0 %
- ※令和4年に実施した用地調査を基に、施設園芸(ハウス)の大小にかかわらず所有している方に意向を確認しています。
 ※中地区・小高地区の対象者には個別に確認しています。

営農継続についてどのように考えているか



移転先をどのように考えているか



3-⑧. 地内利活用検討会の枠組み

1. 地内利活用検討の進め方

(1) 検討の枠組み

○令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えて整備される「阿武隈川上流遊水地群」における、地域振興に資する持続可能な地内利活用の方向性等について検討し、地内利活用方針をとりまとめるために、利活用検討会等の組織を立ち上げる。

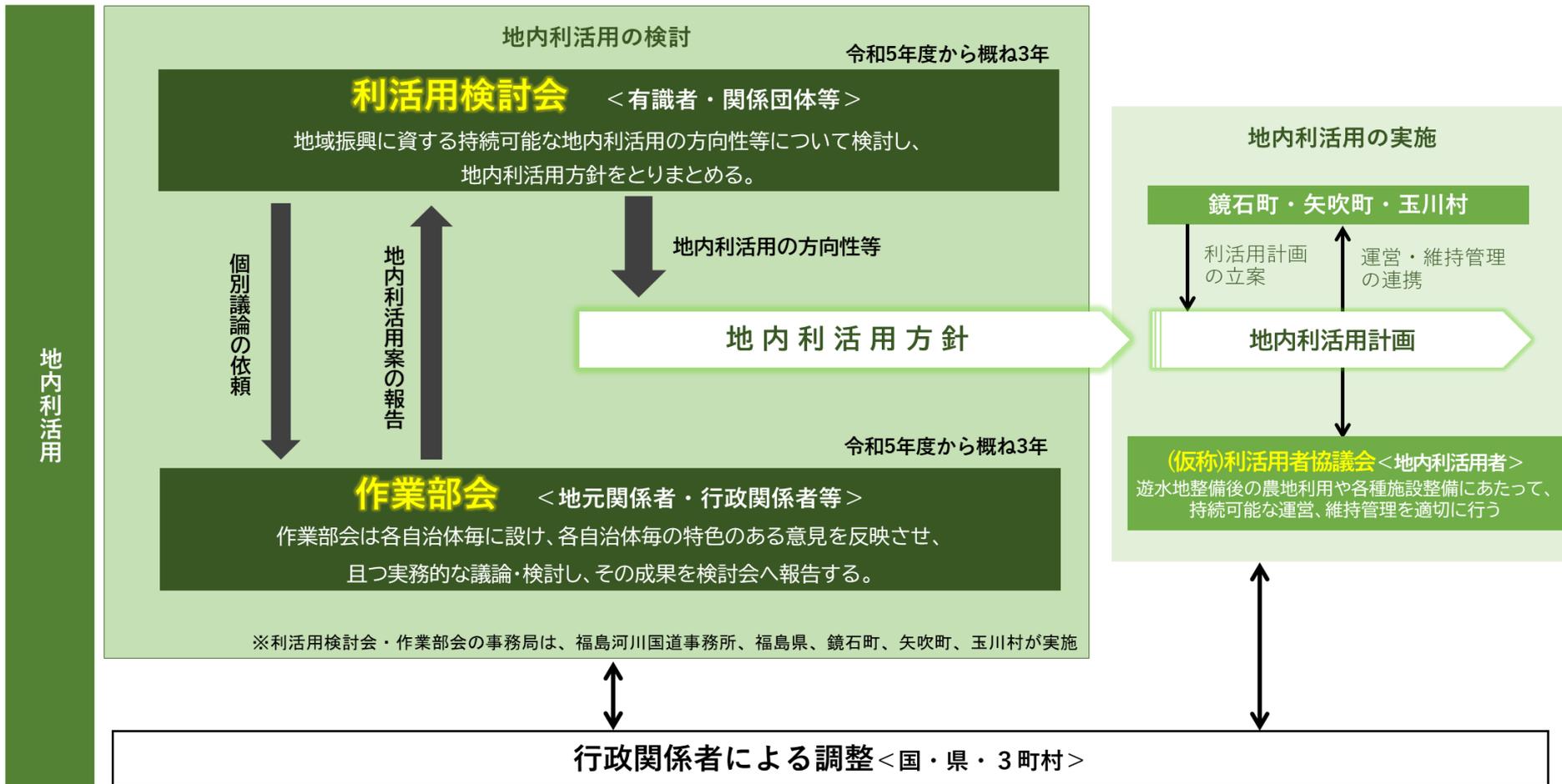


図 1. 検討組織体制イメージ

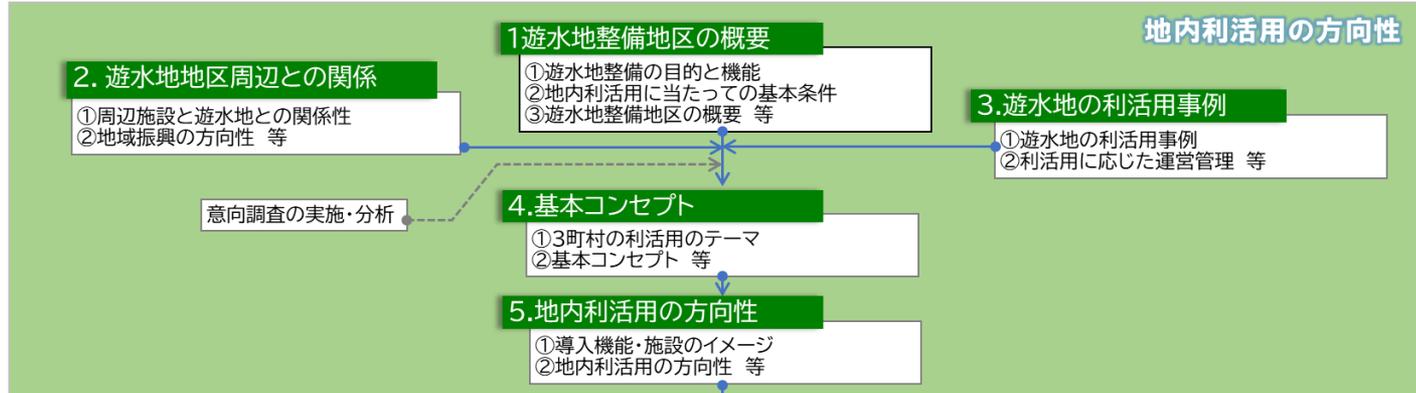
3-⑧. 地内利活用検討会の進め方

1. 地内利活用検討の進め方

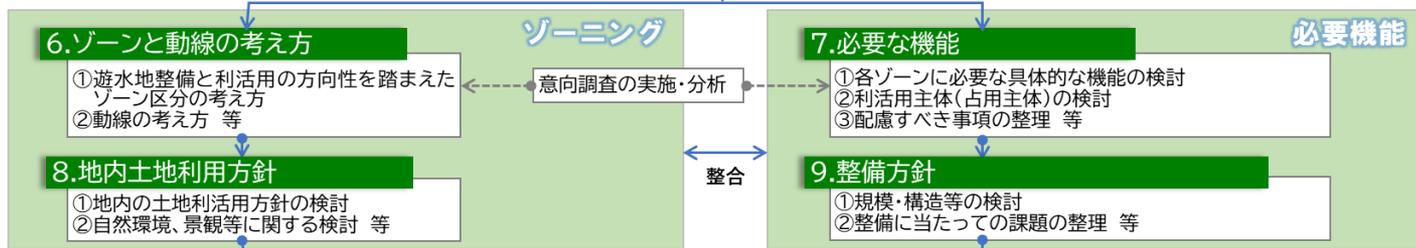
(2) 上流遊水地群地内利活用の検討ステップと検討内容

○利活用については、地元意向や民間企業意向等をふまえ、各自治体の都市計画等との整合性や地内利活用の実現性・持続性・地域振興の効果等の観点から検討する。

【第1ステップ:地内利活用の方向性の策定】



【第2ステップ:ゾーニングと必要機能の設定】



【第3ステップ:事業スキームの検討と地内利活用方針の策定】

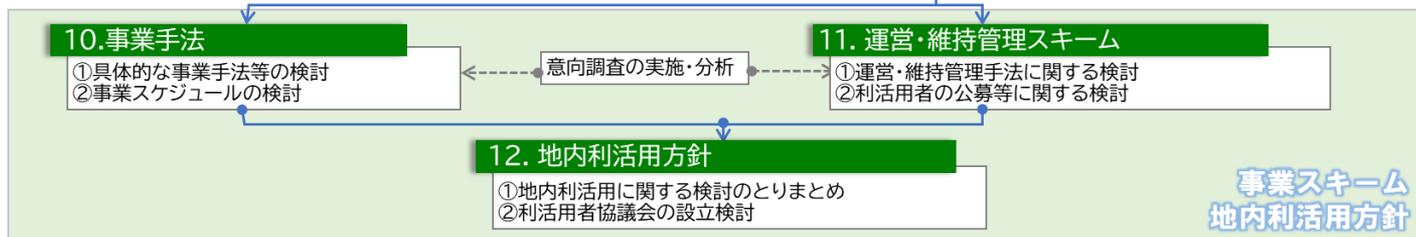


図 2. 全体検討フロー

3-⑧. 地内利活用検討会 地内利活用の基本条件等

2.地内利活用の基本条件等

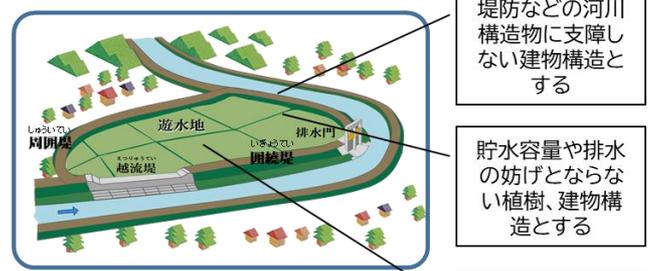
(1) 遊水地の地内利活用にあたっての条件

- ◆遊水地の治水機能を損なわず、維持管理の障害とならないこと
 - 河川構造物（堤防、樋管等構造物、管理用道路）等の支障とならないこと
 - 遊水地の機能（貯水容量や排水など）の妨げとならないこと
 - その他、河川法に準拠し河川占用許可を受けることの出来る物件・構造であること
- ◆高圧線（泉郷線）の建築制限や、福島空港の上空規制を順守すること
 - 建築物等を整備する際は送電線からの離隔距離をとること
 - 福島空港の上空規制エリアにおいては、航空法に基づく飛行制限を守ること 等

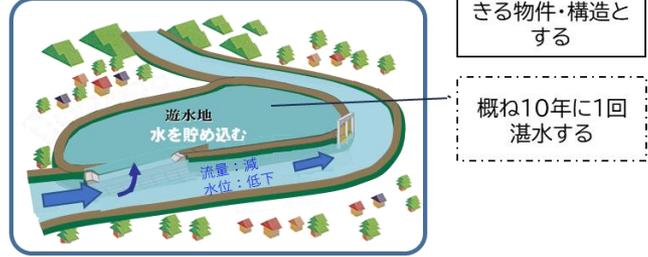
《治水機能に係る構造物等制限》

遊水地は、洪水時に河川から越流堤を超えた水をためる治水機能を有するため、構造物などを整備する場合は、遊水地の治水機能を損なわず、維持管理の障害とならないようにする必要がある。

【平常時のイメージ】



【洪水時のイメージ】



《福島空港に係る上空規制》

航空機が安全に運航できるように、空港およびその周辺では障害物を制限する制限表面を定める。制限表面に接近する場合、航空障害灯の設置義務が生じる。

《高圧線に係る建築物等制限》

送電線の電圧に応じて建築物等の離隔距離が定められている。

表 1. 電圧に対する離隔距離

電圧	送電線からの離隔距離	クレーンによる作業を伴う場合の推奨離隔距離
15.4kV	4.8m	5.0m

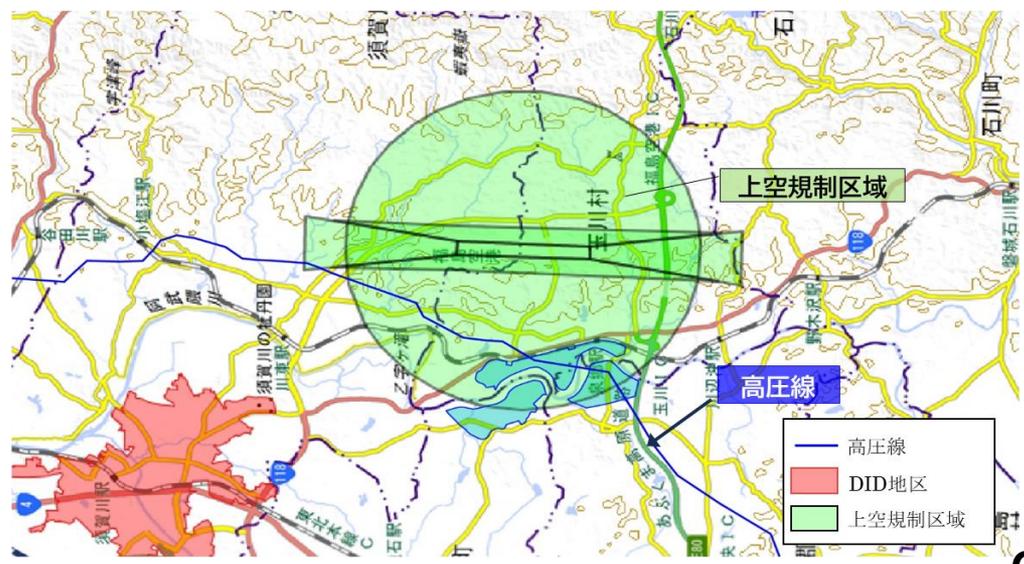


図 3. 遊水地の治水機能に係る構造物などの制限

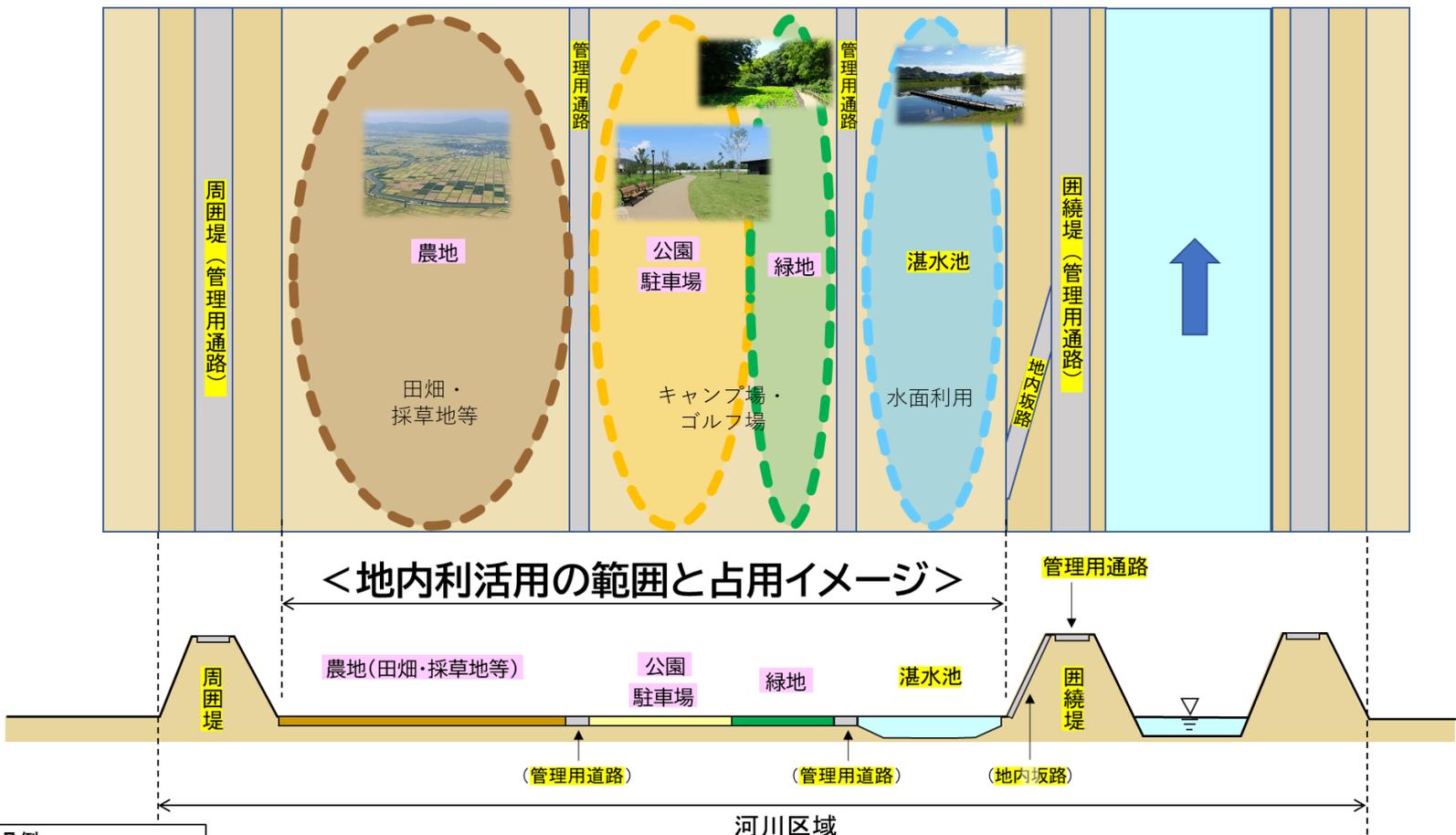
図 4. 福島空港周辺の飛行制限領域

3-⑧. 地内利活用検討会 地内利活用の基本条件等

2. 地内利活用の基本条件等

(2) 施設の占用・維持管理主体

- 遊水地の基盤となる河川管理施設(周囲堤・囲繞堤・越流堤・流入排水樋門・管理用道路等)は国土交通省が維持管理。
- 遊水地内を利活用する場合は、占用主体となる自治体や民間事業者等が河川法による許可に基づき占用・維持管理。



凡例

- 地内利活用者が占用・維持管理
- 国土交通省が維持管理

図 5. 遊水地内における占用イメージ

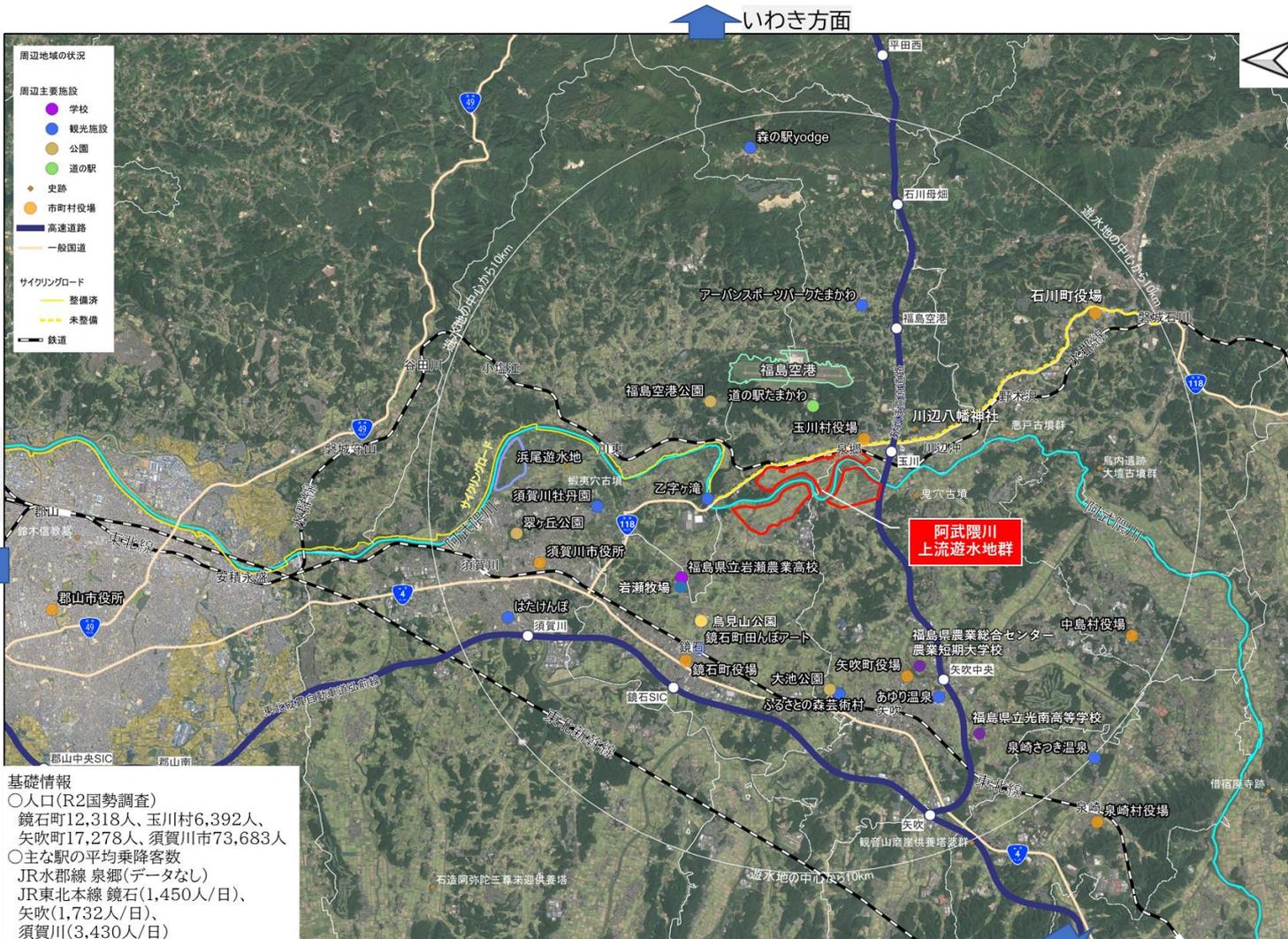
写真出典:「遊水地整備& 利活用事例集」令和5年3月 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

3-⑧. 地内利活用検討会

阿武隈川上流遊水地群周辺の施設

4. 阿武隈川上流遊水地群周辺の施設

◆阿武隈川上流遊水地群の周辺には、空港や高速道路等の交通施設、歴史・文化に富んだ観光地が点在しているため、交通利便性に優れ、都市的需要や観光需要などが見込まれるエリアである。



←サイクリングロード
県が整備する大規模自転車道。福島豊かな自然を満喫できる。

乙字ヶ滝→
日本の滝100選に選ばれた名滝。素晴らしい景色をもとにかわまちづくりに取組む。



←須賀川牡丹園
国指定名勝。R3年間利用者数は29,326人。

川辺八幡神社本殿→
県重要文化財として修復工事を実施。石川氏の氏神として広く信仰を集め崇められてきた由緒ある古社。



←福島空港(H5開港)
平成11年に年間75万人以上いた利用者は、日本航空の撤退、東日本大震災の発生により令和元年に約16万人に減少。

道の駅たまかわ→
玉川村の新鮮な野菜や果物、さるしなやトマトの加工品などの特産物が購入できる。R3年間利用者数175,885人

画像出典:写真素材 フォトライブラリー、全国かわまちづくりMAP

図11 阿武隈川上流遊水地群の周辺における交通・観光地等の状況

3-⑨. 遊水地整備後の農地利用について

- 過去の説明会等でご要望をいただいていた遊水地地内での農地利用に関しては、昨年10月に国土交通本省から全国に通知が出され、全面買収方式(現地盤を掘り下げて容量を確保する方式)の遊水地においても水田等の占用が制度上可能となりました。
- 一方で、上流遊水地群における農地としての利用については、掘り下げた地盤において技術的に耕作可能なのかなど、各種課題があることから、今後、有識者や関係機関と連携しながら課題の解決に努めてまいります。
- また、農地を含めた地内の土地利活用については全体の機能配置等を考慮しつつ決めていくことが必要であり、上流遊水地群地内利活用検討会(第1回を令和6年1月30日に開催)の議論や当検討会において取りまとめる予定の遊水地全体の利活用方針等も踏まえて検討してまいります。

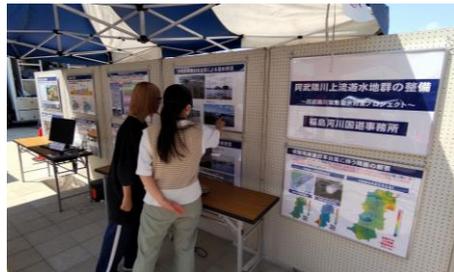
3-⑩. 阿武隈川上流遊水地群に関する理解を促進する取り組み(R5年度)

◆ 流域内の住民(3町村含む)を対象に、様々な機会を通して上流遊水地群の概要・役割を紹介

パネル展示

各種イベントにおいて、遊水地群に関するパネルや模型を展示。

R5年度実績(1月末時点):
福島市、郡山市、須賀川市、伊達市 等
19回(『巡回パネル展』を除く)



▲ふくしま災害体験フェア(令和5年7月)



▲伊達市総合防災訓練(令和5年10月)

出前講座・講演

小学生や地域住民に対して出前講座や講演で遊水地群について説明。

R5年度実績(1月末時点):
福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、桑折町 等
13回、約470人
※3町村内小学校 5回(約220人)を含む



▲郡山市内小学校(令和5年8月)



▲須賀川市(令和5年12月)

『令和元年東日本台風から4年 巡回パネル展』

令和元年東日本台風の被害やこれまでの治水対策等を振り返り、この歴史的な大災害を忘れることなく、近年多発する水害への備えを改めて考えるきっかけとするため、巡回パネル展を実施。

R5年度実績:福島県内 全26会場(10月~11月)
(市町村役場、JR駅、道の駅、ショッピングセンター等)

～ふりかえる水害の記憶と治水対策～

令和元年東日本台風から4年 巡回パネル展

2023年10月12日(木)～11月30日(木) 全26会場で開催

会場	開催日時	主催
福島市役所	10月12日(木) 10:00～16:00	福島市
郡山市役所	10月13日(金) 10:00～16:00	郡山市
須賀川市役所	10月14日(土) 10:00～16:00	須賀川市
伊達市役所	10月15日(日) 10:00～16:00	伊達市
桑折町役所	10月16日(月) 10:00～16:00	桑折町
... (21 more locations)

3-⑩. 阿武隈川上流遊水地群に関する理解を促進する取り組み

小学校への出前講座(鏡石町・矢吹町・玉川村)

○鏡石町、矢吹町、玉川村の小学校4～6年生(約220名)に対し、「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト～遊水地の整備について～」と題して出前講座を実施。
○阿武隈川での洪水被害や治水対策、阿武隈川上流遊水地群の役割について説明。

日時・対象

➤日	時:令和5年8月30日(水) 9:20～12:00	➤対	象:鏡石町立第一小学校4年生
➤日	時:令和5年9月 4日(月)10:30～11:15	➤対	象:鏡石町立第二小学校4年生
➤日	時:令和5年9月27日(水)10:30～11:15	➤対	象:矢吹町立三神小学校4年生
➤日	時:令和5年11月6日(月)14:00～14:45	➤対	象:玉川村立須釜小学校5～6年生
➤日	時:令和5年11月8日(水)10:25～12:00	➤対	象:玉川村立玉川第一小学校4年生

実施状況



▶タブレットで「川の防災情報」を確認

▲スライドで説明



模型を使って遊水地の仕組みを解説

3-11. その他(丁張り)

○遊水地の堤防等の高さや幅等をイメージ出来るように、構造物(目印)を設置します。



写真の出展:3がつ11にちをわすれないためにセンター(せんだいメディアテーク)
記録:内川奈津子

遊水地に関する相談窓口の一元化

■ 遊水地に関するお問合せは、「阿武隈川上流緊急治水対策出張所」へご連絡下さい。

阿武隈川上流緊急治水対策出張所

【遊水地に関するお問い合わせ先】



東北地方整備局 福島河川国道事務所
阿武隈川上流緊急治水対策出張所
☎ 0248-63-9966

国土交通省 (受付時間 | 平日8:30~17:15)

住所(〒962-0823福島県須賀川市花岡34-2-2F)

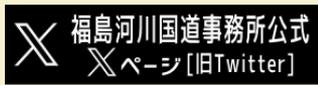


HP



阿武隈川緊急治水対策プロジェクトHP

SNS



■ 遊水地に関する情報は、以下のwebサイトでご覧頂けます。

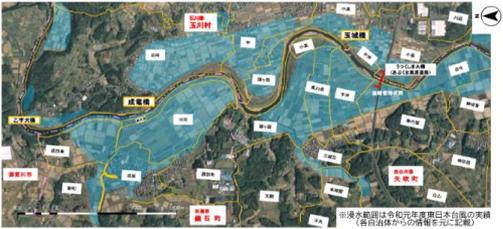
阿武隈川ニュース

遊水地に関するwebサイト

トップページ	阿武隈川緊急治水対策プロジェクトとは?	令和元年東日本台風後の被害状況	阿武隈川における対策の内容	進捗状況	遊水地事業
検討地域の特色	遊水地とは?	阿武隈川ニュース	説明会実施状況	進捗状況	補償
					ご意見

洪水を一時的に貯留し、川の中を流れる水の量を少なくする施設(遊水地)を検討します。

令和元年東日本台風浸水面積



検討地域の特色	遊水地とは?	阿武隈川ニュース
説明会実施状況	進捗状況	補償
阿武隈川水位・雨量概況	阿武隈川水位・雨量概況	ご意見

住民説明会実施状況 (矢吹町)



⑧ 住民説明会での質疑応答 (矢吹町)

- Q. 付替道路の連通管は、遊水地に入流した水を流すため、相当広い開口が必要になると感じるが、どのような構造になるのか。
A. 連通管または橋の場合でも開口の大きな構造になる。具体的な構造、幅等については検討中です。
- Q. 令和元年東日本台風時に堤防が決壊したが、洪水が起きても絶対に破綻しない設計になっているのか。
A. 想定している洪水規模に対しては安全となるよう設計を進めています。
- Q. 阿武隈川の補修した現堤はそのまま残るのか。
A. 場所によっては、現在よりも宅地側に堤防を移動して新設し、現在の堤防を撤去したり、現在の堤防をさらに高く、大きくする箇所もあります。
- Q. 第一遊水地と第三遊水地の間のところも計画に入れていただき、堤防を整備してもらえないだろうか。
A. 堤防の計画はありませんが、現在の町道を活かして、河川管理やサイクリングロード等の利活用も含めて考えてまいります。

- Q. 三好目地区の代替地について、町のアンケート調査では遊水地の代替地を希望する方もいたが、その後の進捗を教えてください。
A. (矢吹町) ⇒町のアンケート調査によって代替地の希望を伺っています。土地を売買によって取得するのが、借りののかによって状況が変わるため、決まった段階で相談してください。
- Q. 地権者から土地を借りて設置していた者は、営業を継続したい場合、国に了解を得るのが、前地権者に了解を得るのどちらに了解を得ればよいのか。
A. 国が買収した土地(農地)で営業を継続される場合は、国などからの許可が必要となります。なお、営業継続の希望がある場合は、前地権者にその旨をお伝えください。
- Q. 国で買収した土地がまだまとまった新築では工事が始まると思うが、土地売買契約完了後に営業を継続するにあたって、農業用水の確保はされるのか。
A. 営業を継続される場合の用水については、確保されるよう対応します。なお、用地及び工事の進捗に伴う営業継続の可否について、権限の注文時期までお知らせします。
- Q. R4年8月の説明会で、遊水地整備後も営業できるか伺ったが、結論はどうなったか。
A. 遊水地整備後に地内を農地として利用できないかを検討しているところですが、まだ結論には至っておりません。
- Q. 遊路面の除草等の維持管理は、どのように考えているのか。
A. (福島県)県の遊路路面の管理においては、通行車両や歩行者及び周辺施設の用途に支障になる箇所を中心に除草を行っており、法面全体の定期的な除草は行っておりません。
- Q. 遊水地を掘削後、草や木が生えてくると思われるが、処理はどのように考えているのか。
A. 掘削後の維持管理については、利活用と合わせて検討してまいります。
- Q. 遊水地内の整地土は、地元で利用したいという要望があれば対応してもらえるのか。
A. 地元での利用については、適宜ご相談ください。